

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年5月26日～2022年6月1日)

令和4年(2022年)6月3日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 第30回独立自主管理労働組合「連帯」全国大会の開催 最高裁判所法改正案の下院通過及び上院における下院差し戻し ジョブ法相の不信任決議案の否決 憲法改正案の第1読の実施 野党の首相候補に関する世論調査結果 野党が次期議会選挙に臨むにあたっての形式に関する世論調査結果 「市民プラットフォーム」(PO)のプログラム党大会の実施 パヴェウ・ユシュチン裁判官の復職を巡る動向 ドゥダ大統領とラデフ・ブルガリア大統領との電話会談 アブダッラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン・アラブ首長国連邦(UAE)外相のポーランド訪問 ドゥダ大統領とトカエフ・カザフスタン大統領との電話会談 ドゥダ大統領とウォシッキー・ユーチューブ社CEOとの会談 ラウ外相のトルコ訪問 ドゥダ大統領のエジプト訪問 モラヴィエツキ首相の特別欧州理事会出席 ラウ外相とコロナ仏外相との会談 モラヴィエツキ首相のキーウ州訪問 ポーランド・ウクライナ政府間協議の開催 欧州委員会によるポーランドの国家復興計画の承認								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
治安等 ウクライナ人によるポーランドに感謝を伝えるデモ 中央捜査局が全国のナイトクラブを一斉摘発 テロ脅威警戒レベルの延長 保険会社が運転手の反則履歴にアクセスできるようになるとの報道								
経済 ポーランド、ウクライナと関税撤廃、国境通過、輸送、エネルギーなどに関する覚書を締結 ポーランド産業界には原子力が必要との指摘 ポーランドは世界の主要タバコ輸出国 飲食料品が昨年より13.5%増加 冬に備え石炭の販売制限を導入 エジプトは将来のLNGパートナー 暖房分野の戦略案								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

内 政

第30回独立自主管理労働組合「連帯」全国大会の開催【5月25日～26日】

5月25日から26日にかけて、第30回独立自主管理労働組合「連帯」全国大会がザコパネで開催された。同大会には、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相がゲストとして出席した。同大統領は、軋轢があるにもかかわらず、政権と「連帯」は共通の価値を共有していることを強調し、「連帯」のピョトル・ドゥダ代表を「友人」と呼んだ。また、同首相は、政府と「連帯」がともに弱者に配慮していることを強調した。

最高裁判所法改正案の下院通過及び上院における下院差し戻し【5月26日・6月1日】

5月26日、最高裁判所法改正案が下院を通過した（賛成231票、反対208票、棄権13票）。同改正案によれば、現在の最高裁規律部は廃止され、現行の規律部に籍を置く裁判官は他の部に異動するかまたは退職するか選択することになっている。また、同改正案は、最高裁に「職業責任部」を設置することを規定している。「職業責任部」の裁判官については、最高裁における各部長官を除くすべての裁判官のうち抽選で選ばれた裁判官の中から大統領が5年を任期として11人選出するようになる。さらに、「裁判官の独立性・公平性テスト」という制度を設立する。「テスト」は、現在進行形または今後開始される裁判にのみ適用される一方、既に下された判決には適用されない。「テスト」については、既に下された判決に適用できるようにするか否かで「法と正義」（PiS）と「連帯ポーランド」の間で論争的となっていた。シュロト大統領府大統領室長は、下院で採択された同改正案にはドゥダ大統領が提示した原案の主要な要素がすべて残っていると述べた。また、ミュレル政府報道官は、同改正案は国家復興計画（KPO）の枠組みで欧州委員会によって受け入れられた「マイル・ストーン」を満たすと語った。さらに、ウィガンド欧州委員会報道官は、「ポーランドにおける懲戒制度の改革に向けた動きは前向きな一歩である。究極的には、ポーランド議会が最終的に採択する法的行為の範囲と内容が重要だ。そのような規定がEU法を遵守し、欧州司法裁判所（ECJ）が提起した問題を解決することが肝要である。」と述べた。

6月1日、上院は、同改正案について、約30個の修正を付して採択し、下院へ差し戻した。

上院が付した修正は、特に規律部が下したすべての判決を無効と認定し、法的効力を奪うことを規定しているほか、規律部の裁判官が同改正案の発行日に

判決を下すことを停止するよう定めている。

ジョブロ法相の不信任決議案の否決【5月26日】

5月26日、ジョブロ法務大臣の不信任決議案が下院で審議・投票に付され、賛成224票及び反対231票で否決された。同法相は、「あなたたちは、完全な野党であるだけでなく、何よりもまずポーランドにとって破滅を招く野党であり、偽善的で悪意がありかつ狂信的だ」と主張した。他方、シミュシェク「新左派」副党首は、同法相について、ポーランド史上最も金がかかる閣僚であると反論し、「ポーランドが国家復興計画（KPO）の資金を未だに待っている状況に導いたのは、同法相の行動のせいだ」と述べた。

憲法改正案の第1読の実施【5月26日】

5月26日、下院で憲法改正案に関する第一読が実施された。同改正案については、財政委員会及び国防委員会ですらに作業が進められることになった。

野党の首相候補に関する世論調査結果【5月26日】

5月26日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した野党の首相候補に関する世論調査結果を発表した。首位に立ったのはトウスク「市民プラットフォーム」（PO）党首（約30%）であり、第2位のチシャスコフスキPO副党首兼ワルシャワ市長（約16%）やホウォウニア「ポーランド2050」代表（約11%）に大差を付けた。ドゥマIBRiS代表は、今回の世論調査結果はトウスク党首が野党の有権者を納得させるためにすべきことがたくさんあることを裏付けていると述べ、同党首の支持率はPOの支持率とほぼ同じで50%に達しておらず、チシャスコフスキ副党首とのライバル関係も定まっていなと付言した。

野党が次期議会選挙に臨むにあたっての形式に関する世論調査結果【5月27日】

5月27日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査期間IBRiSが実施した野党が次期議会選挙に臨むにあたっての形式に関する世論調査結果を発表した。32.4%は、すべての野党が立候補者の統一リストを提示すべき、25.7%がそれぞれの野党は個別に選挙に臨むべき、12.9%が野党は「農民党」（PSL）＋「ポーランド2050」及び「市民連立」（KO）＋「左派」の2つのブロックを形成すべき、8.5%がPSL＋「ポーランド2050」＋「左派」及びKOの2つのブロックを形成すべきと考えていることがわかった。POの

有権者に限っては、約70%が立候補者に関する野党統一リストの作成を支持した。

「市民プラットフォーム」(PO)のプログラム党大会の実施【5月27日】

5月27日、「市民プラットフォーム」(PO)のプログラム党大会「Helpful Poland」が開催された。同大会では、ひとり親家庭への完全な税金控除の復活、公共部門における賃上げ、ローンの分割払いの凍結、貯蓄の保護、30億ズロチ相当の公共交通機関のための基金設立などの公約が発表された。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とラデフ・ブルガリア大統領との電話会談【5月26日】

5月26日、ドゥダ大統領は、ラデフ・ブルガリア大統領と電話会談を行った。両大統領は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争に関連した欧州の状況について議論した。また、両大統領は、ウクライナの欧州への志向、そしてフィンランドとスウェーデンの加盟によるNATO拡大への支持を表明した。さらに、両大統領は、開催が近付いているブカレスト・ナイン(B9)首脳会合、マドリッドでのNATO首脳会合及び欧州理事会の問題についても取り上げた。

アブダラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン・アラブ首長国連邦(UAE)外相のポーランド訪問【5月26日】

5月26日、ドゥダ大統領及びラウ外相は、ポーランドを訪問したアラブ首長国連邦(UAE)のアブダラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン外務・国際協力大臣とそれぞれ会談を行った。大統領府での会談の主な議題は、ウクライナ戦争が北アフリカや中東の食料安全保障状況や食糧サプライチェーンに与える影響についてであった。会談において、UAE外相は、ポーランド人がウクライナ避難民に示している重要かつ強力な支援に謝意を表明した。外務省における会談では、二国間関係の良好な状態が強調され、同時に、特に経済協力を重点を置いた二国間関係の発展の見通しが指摘された。ラウ外相は、従来の貿易交流のほかに、特にエネルギー、デジタル技術を含むテクノロジー、環境保護及び投資の分野における協力を発展させることを特に期待していると強調した。また、ウクライナ情勢も会談の重要な議題となり、同外相は、ポーランドの立場を断固として堅持しつつ、ロシアの侵略は、国際法及び国家主権平等原則や内政不干渉原則、紛争の平和的解決など国際社会全体を拘束する原則に明白に違反していると強調した。UAE外相は、ウクライナ情勢への懸念を表明し、その国際的な影響の大きさを強調した。同外相は、特に戦争行為によって引き起こされた人道的大災害に注意を促した。

パヴェウ・ユシュチン裁判官の復職を巡る動向【6月1日】

6月1日、最高裁判所規律部が停職処分を撤回したオルシュティン地方裁判所のパヴェウ・ユシュチン裁判官が復職したが、同裁判所長令により、かつて所属していた民事部から家庭部に転属させられるとともに、休暇を与えられた。同裁判官は、これは法律に違反して下された結果であるとして欧州人権裁判所(ECHR)に訴えを起こすと発表した。

ドゥダ大統領とトカエフ・カザフスタン大統領との電話会談【5月27日】

5月27日、ドゥダ大統領は、トカエフ・カザフスタン大統領と電話会談を行った。両大統領は、二国間関係、地域情勢、石油・ガス分野での協力について議論した。

ドゥダ大統領とウォシツキー・ユーチューブ社CEOとの会談【5月27日】

5月27日、ドゥダ大統領は、ウォシツキー・ユーチューブ社CEOと会談を行った。会談では、ウクライナ戦争に関連した偽情報に対する同社の対応などについて議論された。大統領府からは、シュロト大統領府大統領室長、コラルスキ大統領府国務大臣、ズィベルトヴィチ大統領顧問も会談に出席した。

ラウ外相のトルコ訪問【5月27日】

5月27日、ラウ外相は、アウレスク・ルーマニア外相とともにイスタンブールを訪問し、チャヴシュオール・トルコ外相と三者会合の枠組みで会談を行った。外相らは、ロシアのウクライナ侵略に端を発する欧州における未曾有の安全保障上の危機の意味と対応策について、キーウへの更なる政治的、軍事的、経済的支援の計画も含めて議論した。また、会談では、特にスウェーデンやフィンランドの加盟によるNATO拡大プロセスや6月のNATO首脳会合に向けた新しい戦略概念の策定作業などの準備を進めることの文脈におけるNATOの枠組みにおける3か国の協力も重要な議題となった。さらに、外相らは、三者会合における協力をさらに強化する潜在性や三者会合の方式を拡大する見通しについて議論した。ラウ外相は、我々の国々はNATO東方の柱であり、同盟の最前線に位置し、ロシアの攻撃的な政策からの安全保障に対する直接的な脅威を経験していると強調した。また、同外相は、「特にロシアのウクライナに対する侵略とそのグルジア及びモルドバにとっての意味合いに直面する中で、我々の近隣における困難な安全保障状況に効果的に対応する可能性をと

もに模索していることを歓迎する。我々は、ウクライナ、モルドバ及びグルジアの主権と領土の一体性についてともに賛同し、これらの国々のユーロ・アトランティックへの願望を引き続き支持する。」と宣言した。外相らは、三者会合形式の次回協議を来年ワルシャワで開催することを発表した。

外相らは、トルコのエルドアン大統領とも会談を行い、NATO首脳会合の文脈における現在の安全保障上の課題について議論する機会が設けられた。さらに、ラウ外相のトルコ訪問では、ポーランド・トルコ間及びポーランド・ルーマニア間の二国間協議も行われた。

ドゥダ大統領のエジプト訪問【5月29日～31日】

5月29日から31日かけて、ドゥダ大統領は、エジプト・カイロを訪問し、エルシーシ・エジプト大統領と会談を行い、マドブリー首相とともにポーランド・エジプト経済フォーラムを開催するなどした。

首脳会談では、カイロで経済・軍事・農業協力の発展及びポーランドの食品輸出の潜在的可能性について話し合われた。ドゥダ大統領は、「今回の訪問は、ポーランドとエジプトの関係における新しい時代の始まりであると信じている。」と述べた。また、両大統領の出席のもと、ポーランド共和国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の経済協力に関する条約などの二国間協力に関する文書への署名式が行われた。ドゥダ大統領は、首脳会談の主な話題は、ロシア軍によるウクライナの港湾封鎖によって引き起こされた食糧危機であったと報告し、「エジプト産LNGの供給における協力についても協議が行われた。我々は、エジプトを将来のパートナーとして考えている」と述べた。さらに、ロシアのウクライナ侵略について、ドゥダ大統領は、「ポーランドや欧州の我々の部分では、ウクライナの承認、同意、そして交渉のテーブルへの参加なしに平和的な解決に至るとは考えられない。これは、我々にとって絶対に考慮に入れられない。ウクライナは、平和的解決策の一部でなければならない。そして、それはウクライナによって策定され、最終的に受け入れられる解決策でなければならない。そうすることでしか、我々の住む欧州に平和をもたらすことはできない」と述べた。

ポーランド・エジプト経済フォーラムにおいて、ドゥダ大統領は、「アフリカ諸国の中で最もしなやかに経済成長している国の一つであり、アラブ最大の国であるエジプトは、ポーランドの起業家や投資家にとって魅力的な場所である。ポーランドとエジプトの経済は補完的であり、数多くの分野で協力する機会がある」と強調した。

ドゥダ大統領夫妻は、5月30日にコプト正教会のタワドロス2世教皇と、5月31日にアフメド・エル・タイエブ大イマームとそれぞれ会談を行った。

モラヴィエツキ首相の特別欧州理事会出席【5月31日】

5月31日、モラヴィエツキ首相は、特別欧州理事会に出席した。会合では、ロシアに課される第6次制裁パッケージについて、ロシア産の石油を制裁の対象とすることで合意に至った。同首相は、「石油はロシアの主要な収入源の一つであり、ウクライナでの戦争の資金源になっているため、これは非常に重要である」と述べた。また、EU首脳は、EUの防衛政策についても議論した。同首相は、「すべての関係者にとって、NATOの役割は肝要である。欧州の防衛政策のあらゆる側面は、より広範囲な同盟、つまり史上最強の軍事同盟の一部でなければならない」と述べた。さらに、食料安全保障の議論において、同首相は、「我々は、ポーランドが自らの国境を通じて、少なくともオデーサや黒海沿岸で動かせなくなっている穀物の一部を迅速に輸送できるよう支援するために何ができるかを判断するために欧州委と緊密に連絡を取り合っている」と宣言し、食料安全保障の問題はロシア政権が利用する次の手段であると指摘した。EUは、ウクライナ政府に対して90億ユーロを供与する決定を承認した。

ラウ外相とコロナ仏外相との会談【5月31日】

5月31日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したコロナ仏欧州・外務大臣と会談を行った。両外相は、ポーランドと仏によるウクライナのための政治的、軍事的、人道的な次元における行動と努力について議論した。会談の重要な話題は、ロシアに対する制裁圧力の強化、そしてウクライナのEU加盟国としての地位の付与に関してEUで進められている議論についてであった。両外相は、ロシアによるウクライナの港湾封鎖に直面した状況における食料安全保障についても議論した。仏の新しい外相との初会談は、二国間の最も重要な問題について話し合う機会となった。

モラヴィエツキ首相のキーウ州訪問【6月1日】

6月1日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド政府が発揮したイニシアティブによってモジュール式仮設住宅が建設されているキーウ州を訪問した。同首相は、「我々は、今日はボロディアンカで、そしてウクライナの他の数多くの場所で、生活の代わりとなるものを取り戻そうとしている。」と強調した。また、ポーランド政府は、ロシアの侵略が終結した後、ポーランド東部国境向こう側で破壊された場所の復興をポーランド企業が支援することを宣言した。ウクライナのオレクシイ・チェルヌィシヨフ地域・領域開発大臣は、ポーランドの企業及びビジネスが復興に参画することに確信を示した。同首相は、ロシアのオリガルヒやロシア連邦が所有する資産や金銭を没収することが必要であると強調し、「平和を再建するためには、何

よりもまずウクライナを再建しなければならない。そのために、ウクライナを復興させるための資金を持たなければならない」と強調した。さらに、同首相は、「今日、ロシアは自らの悪の実験室をテストしている。このような悪の実験室は、西側について調べる試みであり、自由世界がどこまで前に進めるか調べる試みである。殺人、移動式火葬場、レイプ、子どもの強制送還、戦争犯罪、ジェノサイドの罪である」と述べた。

ポーランド・ウクライナ政府間協議の開催【6月1日】

6月1日、ウクライナでポーランド・ウクライナ政府間協議が開催され、モラヴィエツキ首相やカチンスキ副首相などが出席した。政府間協議では、国家記憶、環境保護、エネルギー、貿易などに関する数多くの二国間文書が署名された。同首相は、「両国政府間で署名された文書は、ウクライナがこれまで他国とは有してこなかった全く異なる協力関係の玄関口である。文書は、今後数週間、数か月、数四半期にわたり議論されるであろう新しいポーランド・ウクライナ条約の玄関口となるかもしれない。このような国益の共同体は、まったく新しい視点を生み出す」と伝え、「ロシアは、ポーランドとウクライナの関係、このような関係がどのように成長し、凝固し、硬直していくか、そして我々が現在を基盤としてどのように未来を構築していくか、ますます恐れていると思う」と付言した。また、同首相は、第6次制裁パッケージに関する情報を紹介しつつ、「昨夜、EUによるロシア産石油の禁輸を含む第6次制裁パッケージの交渉が終了したのは良いことだ。その際、これらの輸入をゼロにする順序は、文字通りいくつかのEU諸国に関して多少異なっている。これは、ロシアの国家予算とロシア経済全体への強烈な打撃を軽減するものではまったくな

い。これは、ロシアの主要な収入源の一つであり、ロシアがこのような収入源を失うべきであるということ EUの全員に納得させることができたのは良いことである」と強調した。さらに、両国代表団は、ウクライナの復興やウクライナとEUとの統合の深化の問題についても議論した。同首相は、「我々は、ウクライナが加盟候補国としての地位の早期獲得に値することをEUの懐疑派に納得させるために全力を尽くす。我々次第であるのならば、ウクライナはすぐにでもEUに加盟するであろう。我々は、EUのすべてのパートナーを説得する」と述べた。政府間協議は、モラヴィエツキ首相とシュミハル・ウクライナ首相による「ポーランド・ウクライナ政府間協議後の共同声明」への署名によって幕を閉じた。同声明は、二国間協力の優先分野を定義し、2023年にワルシャワで次回協議を開催することを定めている。カチンスキ副首相は、「これは、友人、そして同盟者の会談であった。今回の会談は、我々の共通の歴史に残るものであり、我々全員が関心を寄せる方向への非常に重要な一歩とみなされると確信している。」と強調した。

欧州委員会によるポーランドの国家復興計画の承認【6月1日】

6月1日、欧州委員会は、ポーランドの欧州復興基金支払いのための国家復興計画(KPO)を承認した。今後、KPOは6月17日のEU財務閣僚理事会で承認されなければならない。ただし、ポーランドは、欧州復興基金を受け取るために司法制度改革に関するいわゆる「マイル・ストーン」を達成しなければならず、これは6月末までに実行に移されなければならない。KPOは約360億ユーロ相当であり、約240億ユーロが補助金で約115億ユーロが融資である。

治 安 等

ウクライナ人によるポーランドに感謝を伝えるデモ【5月29日】

5月29日、ポーランドに感謝を伝えるウクライナ人によるデモ行進がワルシャワ中心部において行われた。本行進は、在ポーランド・ウクライナ大使館が主催し、デシツーツァ・駐ポーランド・ウクライナ大使は、本行進について、「ポーランド人の親切と援助、友情と支援に対する感謝を表したものだ」とツイートした。デモ参加者は、「ありがとう」と書かれた横断幕を掲げ、道行く人に対して花や青と黄色の色のリボンを手交した。

中央捜査局が全国のナイトクラブを一斉摘発【5月31日】

警察中央捜査局(CBSP)は、恐喝や詐欺などで顧客に不利益をもたらすナイトクラブを経営する組織犯罪集団を一斉に摘発した。本作戦は、ワルシャワ、

ポズナン、ヴロツワフ、クラコフ、グダンスク、ソポト、ルブリンなどで全国一斉に実施された。摘発されたナイトクラブは、過去に「Cocomo」という店名で営業されており、同店舗を訪れた顧客は、酩酊状態にさせられた上、数万ズロチの請求をされることがあったとされる。1日100万ズロチ(日本円:約3,000万円)の請求をされるといった被害に遭った者もいたという。

テロ脅威警戒レベルの延長【5月31日】

5月31日、モラヴィエツキ首相は、5月31日23時59分までを期限としていたテロ脅威警戒レベルを6月30日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びウクライナ国境地域2県に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行

政全体は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。同措置は、2月28日以降、継続して発令されている。

保険会社が運転手の反則履歴にアクセスできるようになるとの報道【6月1日】

当地ジェチポスポリタ紙は、6月17日以降、保険会社が自動車運転手の違反切符や反則金の履歴

にアクセスできるようになると報じた。保険会社が強制保険(OC)を発行する際の評価をより正確に行うことができるようになる。これにより、危険な運転を行う運転手に対して、より多くの保険料を課すことができるようになるという。同紙は、罰金や反則金の履歴が自賠責保険料の計算時の追加資料として使われるなどと指摘した。

経 済

経済政策

ポーランド、ウクライナと関税撤廃、国境通過、輸送、エネルギーなどに関する覚書を締結【6月1日】

ポーランドは、ウクライナと関税撤廃、国境通過、輸送、エネルギーなどに関する覚書締結した。モラヴィエツキ首相は、総人口8,000万人の両国は、非

常に大きな可能性を持っており、この非常に困難な時代に、我々の協力関係が急速に発展している。ロシアは、両国関係が成長し、強化され、強固になっている事実には怯えていると述べた。

ポーランド産業動向

ポーランド産業界には原子力が必要との指摘【5月30日】

ポーランド国営精銅採掘会社(KGHM)社長は、「夜間に太陽がなく、風は常に吹かないため、再生可能エネルギーは重工業が使用するエネルギーの代替にはならず、小型原子炉(SMR)が必要である。ガスに続いて、原子力が産業界のエネルギー不足に対処するための唯一の手段になりつつある」とダボス会議で述べた。さらに同氏は、ロシアによるウクライナ侵略は、我々のSMRへの投資を決定づけた。政府による大型原子炉と企業によるSMRの両方を導入する流れに近い将来待ち受けていると付言した。

欧州以外ではサウジアラビアが最大の顧客の1つである。2010年から2020年までの10年間で、ポーランドのタバコ輸出量は2倍、金額は3倍に増えた。

飲食料品が昨年より13.5%増加【6月2日】

中央統計局(GUS)の最新データによると、5月のインフレ率は13.9%に達し、ここ数か月、食品価格の高騰が消費者の家計に影響を及ぼしている。GUSのデータによると、5月の食品とノンアルコール飲料の価格は、昨年と比較して13.5%、今年4月と比較して1.3%上昇した。カテゴリー別に分けられた詳細なデータは、6月中旬に事務局から発表されるが、4月のデータでは、小麦粉(前年比25.5%)、鶏肉(46.7%)、牛肉(29.9%)、豚肉(15.6%)、油脂(28.8%)で大幅に増加している。アナリストは、食品の生産と流通があらゆる段階で高コスト化していると指摘している。GUSによると、今年4月の基本的な農産物の購入価格は、前年同月比で45.1%、前月比で8.7%上昇した。最も急激に高騰しているのは、穀物価格である。

ポーランドは世界の主要タバコ輸出国【5月31日】

ユーロスタットのデータによると、ポーランドの2020年のタバコ輸出額は年率14%以上増加し、42億ユーロを超えた。これにより、ポーランドは18%の市場シェアを持つ世界最大の輸出国となった。タバコ製品の輸出先は、ドイツを含むEU諸国が中心で、

エネルギー・環境

冬に備え石炭の販売制限を導入【5月26日】

ピジク国有財産副大臣は、ロシア及びベラルーシからの石炭禁輸措置に伴い、石炭需要が供給能力を超えていることから、冬にできるだけ多くの顧客に石炭を供給できるよう、国営石炭会社に石炭の販売制限を導入することを決定したと述べた。

エジプトは非常に有望なパートナーであり、EUへの液化ガスの供給に関してエジプトと欧州委員会の間で行われている交渉を絶対に支持すると述べた。さらに、第27回国連気候変動会議に出席する予定であると明かした。

エジプトは将来のLNGパートナー【5月30日】

エジプトを訪問したドゥダ大統領は、アブドゥルファッターハ・エルシーシ・エジプト大統領と会談し、

暖房分野の戦略案【5月30日】

5月30日、気候・環境省は、新たな暖房分野の戦略案を発表した。同戦略案によると、ガスについては、1,020億ズロチ相当の変革が基本となるという。し

かし、専門家は同戦略案が業界の現在の課題に対応していないと主張している。エネルギー規制庁(URE)のデータによると、暖房分野の燃料構成は石炭(71%)が基本で、ガス(9.5%)、再生可能エネルギー(9.5%)及びその他の資源(10%)で補完されている。戦略案の3つのシナリオのうち最悪のシナリオ(移行なし)は、2030年までに熱生産における石炭の割合が58%、ガスが13%、バイオマスが12%になると想定している。2つ目のシナリオ(最適な移行)は、2030年までに石炭の割合が37%、ガスが24%、バイオマスが21%であり、3つ目のシナリオ(野心的な移行)は10年以内に石炭1%、ガス45%、

バイオマス21%である。この草案のパブリック・コンサルティングは開始されたばかりである。

アナリストは、この戦略案について悲観的で、年間20万棟以上の建物をガスネットワークに接続するという計画はかなり非現実的と分析する。また、ヒートポンプの普及を想定していないなど、2030年までにロシアの化石燃料への依存から脱却するためのEUの計画である RePowerEU に合致していないことも指摘されている。さらに、ガスや石炭の価格の上昇により地方の暖房施設が倒産してしまうため、同戦略案は次の冬を乗り切ることすらできないと主張する専門家もいる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあ

あらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4：退避してください。渡航を止めて下さい。（退避勧告）」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベバのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日(月)～7月18日(月)の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【予定】国際ポスター展覧会「NO WAR」【2022年6月14日(火)～6月30日(木)】

ワルシャワ市のポーランド日本情報工科大学にて、同大学と日本国際ポスター美術館との共催で、国際ポスター展覧会「NO WAR」が開催されます。平和をテーマとするポスター作品の展覧会です。入場は無料です。
開催場所：Polsko-Japońska Akademia Technik Komputerowych, Koszykowa 86, Warszawa

【予定】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)